

第 6723 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 14日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 個人版事業承継税制

Q: 個人版の事業承継税制があるそうですが、どのようなものなのですか?

A: 次のような内容のものです。

### 【解説】

個人版事業承継税制は、令和元年の税制改正で創設された制度で、青色申告(正規の簿記の原則によるものに限る)に係る事業(不動産貸付業等を除く)を行っていた事業者の後継者として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合は、

- ①その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件の下、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
  - ②後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税。相続税の納税が免除される
- というものです。

この特例の適用を受けるには、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出して、確認を受けなければなりません。

対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

- ①宅地等(400㎡まで)、②建物(床面積800㎡まで)、③②以外の減価償却資産で一定のもの

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

